

社会保険・雇用保険の加入手続はお済みですか？

労働者を雇用している事業者には 社会保険及び雇用保険に加入する法令上の義務があります

働く人たちの処遇を向上させ、安心して働ける労働環境を確保するために、
社会保険及び雇用保険に加入することが必要です。

社会保険・雇用保険とは？

社会保険	健康保険	労働者が病気や怪我をしたときに、給付を行う制度
	厚生年金保険	労働者が高齢になったとき、障害を負ったとき、亡くなったときに、年金や一時金を支給を行う制度
雇用保険		労働者が失業したときに、労働者の生活の安定を図り再就職を促進するための給付を行う制度

保険加入は事業者の責務

- 労働者を雇用している事業者には、社会保険及び雇用保険に加入する法令上の義務があります。まず自社の労働者を社会保険及び雇用保険に加入させましょう。
- 下請事業者（二次下請以下の事業者も含む）がある場合には、下請事業者の社会保険及び雇用保険加入状況を確認し、未加入の場合は加入するよう指導してください。
- 東京都住宅供給公社の発注・契約する工事の積算には法定福利費（社会保険料及び雇用保険料）が含まれていますので、下請契約締結時には、下請事業者の法定福利費を適切に含んだ額で契約を締結するようにしてください。

社会保険・雇用保険に関する相談窓口について

社会保険・雇用保険の仕組みや加入手続きの詳細については、以下の窓口にご相談ください。

お近くの窓口は以下のURLから確認できます。

◎【社会保険（健康保険・厚生年金保険）】

→ 日本年金機構

URL <http://www.nenkin.go.jp>

◎【雇用保険】

→ 公共職業安定所（ハローワーク）

URL <https://www.hellowork.go.jp>

社会保険・雇用保険加入に関し、**東京都社会保険労務士会**を通じて地域の社会保険労務士に相談することができます。

社会保険・雇用保険の届出等の事務処理については、社会保険労務士に代行を依頼することもできます。

以下のURLからお近くの社会保険労務士を探することができます。

東京都社会保険労務士会 URL <http://www.tokyosr.jp>

《問い合わせ先》

JKK東京＜東京都住宅供給公社＞ TEL03-3409-2261（代）

総務部 契約課 契約係

受付時間9：00～12：00・13：00～17：00（土日祝/休）